マンスリーレポート

Simplex Asset Management

金２倍ブルETF

2026年10月30日

追加型／国内／その他資産（金標準先物取引等）／ETF／特殊型

ファンドの特色

金2倍ブルETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、日経・JPX金レバレッジ指数（以下 「対象指標」といいます。）を対象指標とし、市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項に規定するも のをいいます。）のうち、対象指標の原指標の構成銘柄の一部である、大阪取引所に上場している金標準先物取引および金ミニ先物取引（以下、金標準先物取引および金ミニ先物取引を総称して「金標準先物取引等」といい ます。）および商品投資等取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させること を目指します。

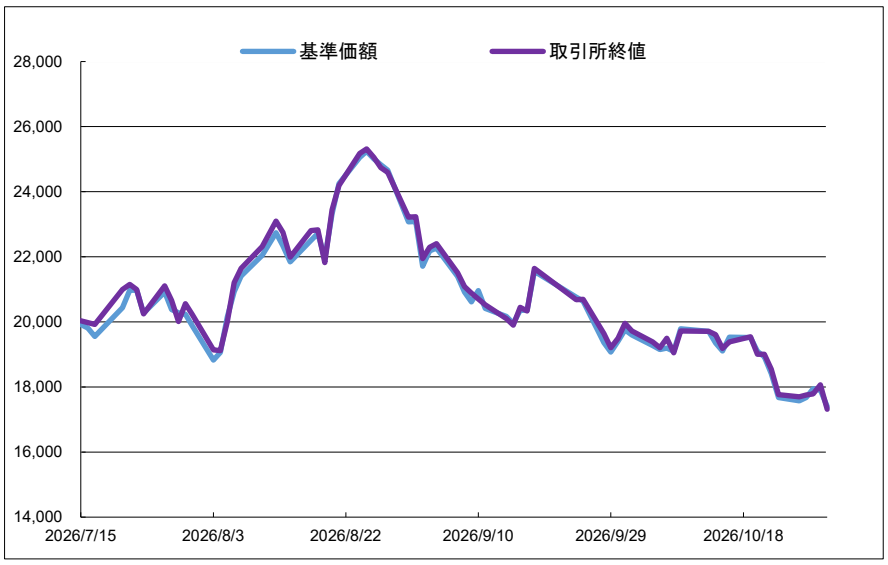
【設定日】	2026年7月14日	【上場取引所】	東京証券取引所	【基準価額】	17,398円
【決算日】	年1回　毎年8月20日	【証券コード】	606A	【純資産総額】	11.56億円
【信託期間】	無期限	【上場日】	2026年7月15日		
		【売買単位】	1口		

◆基準価額の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	-10.35%	-12.45%	-	-	-	-13.01%

※ 設定来騰落率は設定日2026年7月14日から直近までの騰落率です。

◆基準価額の推移



◆分配金実績（税引前、1口当たり）

決算日	分配金（円）
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来合計	0

※ 2026年10月30日現在、分配金の実績はありません。

◆資産内容

資産構成比	
国内債券	75.82%
コール・ローン等、その他	24.18%
金標準先物等	201.78%

※ 組入比率は、純資産総額に対するものです。

組入銘柄		
銘柄名	償還日	組入比率
第1351回国庫短期証券	2026/12/21	66.44%
第1407回国庫短期証券	2027/9/21	9.38%

※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。
※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています。
※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

【投資リスク】
(1) 金の価格変動リスク
当ファンドは、大阪取引所に上場している金標準先物取引等を行います。金標準先物取引等は、純度99.99%以上の金地金を受渡の標準品とし、金標準先物取引等の価格は、円建ての国内金価格をベースとし、取引最終日までの保有コスト(金利、諸経費)などを加味して形成されます。
金の価格はさまざまな要因で変動しており、その動きは大阪取引所の金標準先物取引価格にも反映され、金標準先物取引等を行う当ファンドは、金の価格変動の影響を受けます。
金標準先物取引等を買建てている当ファンドにおいて、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
金の価格は、金融情勢、為替動向、中央銀行による金の売買、金ETF、インフレ、世界に影響を及ぼす大規模リスクなどの影響を受けます。
イ. 金融情勢
株式や債券など金融商品の信用が低下すると、投資資金は金へシフトし、金の価格は上昇する可能性が高まり、景気好転などによる株価上昇や金融商品の信用が高まると、投資資金は金の保有から金融商品の保有に移行するなど、金の価格にとって圧迫材料となります。また、金は利息が付かないことから、金利低下局面では相対的に投資妙味が高まり価格を押し上げる要因となりますが、金利上昇局面ではこの逆のことがいえます。
ロ. 為替動向
金は国際市場では主に米ドル建てで取引されていますので、米ドルの価値(為替レート)が金の価格に大きく影響します。米ドル高は、他国通貨を持つ者にとっては金の購入コストが上昇し、需要が抑制されることになるため、米ドル建て金価格を押し下げる要因となります。反対に米ドル安はその逆のことが言えます。なお、大阪取引所の金標準先物取引等の価格は円建ての取引であり、円安になると価格が上昇し、円高になると価格は下落する傾向にあります。
ハ. 中央銀行による金の売買
世界各国の中央銀行は、米ドルへの依存軽減、インフレに対するリスク分散、金融システムの安定化・信頼確保などを図るため、金を購入する動きがあります。その場合、金価格は上昇する確率が高くなります。各国の中央銀行が金の購入を減らしたり、保有している金を売却する動きが強まると、市場に金が多く供給されるため、金価格を押し下げる要因となります。
ニ. 金ETF
金ETFで時価総額が大きなもののなかには、投資資金に応じた金地金を購入して保管しているものがあります。こうした金ETFの購入残高が増えればそれだけ金地金が買われ、結果として金の価格の上昇要因となり、金ETFの購入残高が減少すれば保有残高は減り、金の価格の下落要因となることがあります。
ホ. インフレ
インフレの状況において、金はインフレヘッジとして買われることがあります。デフレの状況においては、金の買い人気が後退することがあります。
ヘ. 世界に影響を及ぼす大規模リスク
特定地域で政治的・軍事的な緊張が強まるなど地政学リスクが高まると、安全資産としての金への信頼が高まり、金の価格の上昇要因となり、金は「有事の備え」として多くの人々から注目されます。一方、国際的な不安や緊張が緩和されると、金の価格を押し下げる要因となります。
地政学リスク以外にも、貿易摩擦や気象変動による自然災害、パンデミックなどの世界的なリスクが社会や経済に不安をもたらす場合にも、金がリスク回避の手段として買われることがあります。

② レバレッジに関するリスク
当ファンドは、金標準先物取引等などのデリバティブ取引を利用しており、また、対象指標の特性により、当該取引の実質買い建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。金標準先物取引等の実質買い建て総額は、純資産総額に対して約2倍程度となります(レバレッジ比率)。
なお、金標準先物取引等の買い建て総額と売り建て総額を合計した額が純資産総額に対して2倍を大幅に上回る場合があります。ただし、その場合であっても、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額は信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③ 流動性リスク
有価証券等や金標準先物取引等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金標準先物取引等が上場している大阪取引所の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び金標準先物取引等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等や金標準先物取引等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

※ 日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数について
日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数(対象指標)は、下記の計算式を用いて日経・ＪＰＸ金指数(以下「原指標」といいます。)の前日比変動率(%)に対して一定の正の倍数、すなわち2倍、を乗じた変動率となるように計算された指数です。
なお、ファンド名称における「2倍」とは、対象指標のこのような設計を指すものであり、当ファンドの基準価額の変動率が常に原指標の変動率の2倍となることを意味するものではありません。

名称　　:日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数
英文名称:Nikkei-JPX Leveraged Gold Index

当日の指数値＝前日の指数値×max{1＋2×(原指標の前日比変動率)，0.1}

***　指数値は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出され、単位はポイントです。**

日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数の基準日: 2009年12月30日
日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数の基準値: 10,000.00ポイント

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

当ファンドの対象指標となるレバレッジ型指標の特性・留意点など

1．レバレッジ型指標の特性及び留意点

レバレッジ型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

(1)特性

・日経・JPX金レバレッジ指数は、変動率が日経・JPX金指数の日々の変動率の２倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経・JPX金指数の２倍となりますが、２営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経・JPX金指数の変動率の２倍以上又は未満となる場合があります。

・特に、日経・JPX金指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により日経・JPX金レバレッジ指数は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。

・日経・JPX金レバレッジ指数は、日経・JPX金指数が上昇トレンドにある場合において、収益をさらに強く求める指標であるため、日経・JPX金指数の上昇を見込む場合には有用です。

(2)留意点

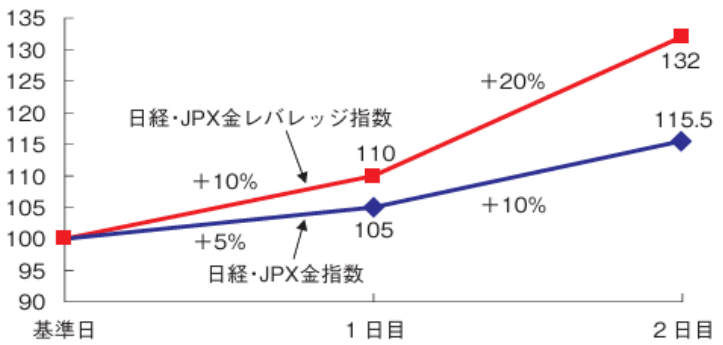
＜例1. 原指標が上昇局面にある場合＞

図１のように、原指標である日経・JPX金指数が一方的に上昇する局面を考えます。このとき、「日経・JPX金レバレッジ指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の２倍を達成しています。

しかしながら、２営業日以上離れた期間の場合（基準日→２日目）を比較してみると、日経・JPX金指数が15.5%上昇（100→115.5）したのに対し、「日経・JPX金レバレッジ指数」は32%上昇（100→132）しており、その変動率は原指標の変動率の完全な２倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、**２営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の２倍）とは異なる上昇率となってしまう点（注：例１の32%上昇は、15.5%上昇の２倍である31%とは異なります。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。**

図1



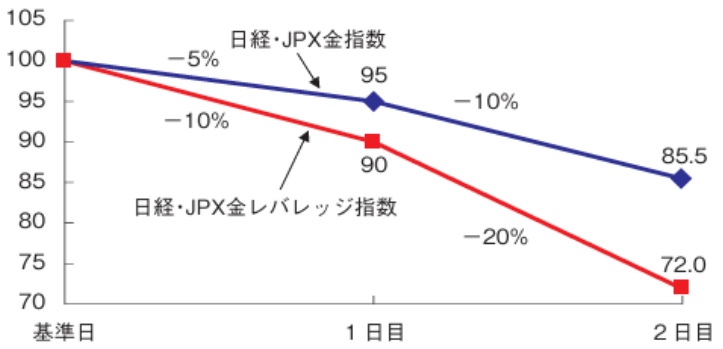
＜例2. 原指標が下落局面にある場合＞

次に、図２のように原指標である日経・JPX金指数が一方的に下落する局面を考えます。このとき、「日経・JPX金レバレッジ指数」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の２倍を達成しています。

しかしながら例1と同様に、基準日から２日目にかけての変動率を見ると、日経・JPX金指数が14.5%下落（100→85.5）したのに対し、「日経・JPX金レバレッジ指数」は28%下落（100→72.0）しており、その変動率は原指標の変動率の完全な２倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、**２営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の２倍）とは異なる下落率となってしまう点（注：例２の28%下落は、14.5%下落の２倍である29%とは異なります。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。**

図2



■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

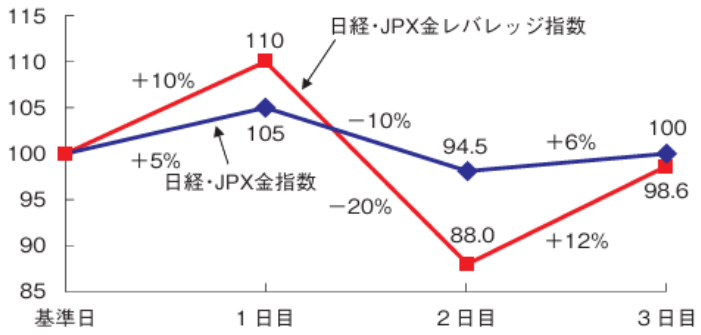
＜例3. 原指標が上昇・下落を繰り返す場合＞

最後に、図３のように原指標である日経・JPX金指数が上昇・下落を繰り返す局面を考えます。このときも、「日経・JPX金レバレッジ指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の２倍を達成しています。

しかしながら、日経・JPX金指数は上昇・下落を繰り返しながらも３日目に基準日と同じ水準（100→100）に戻っているのに対し、「日経・JPX金レバレッジ指数」は複利効果が働くため、100→98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、**原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。**

図3



２．原指標に連動するＥＴＦとの利益・損失の違い

原指標に連動するＥＴＦと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するＥＴＦは、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

３．留意すべき投資スタイル

・レバレッジ型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

※　**日経・ＪＰＸ金指数について**

日経・ＪＰＸ金指数（原指標）は、大阪取引所に上場されている金の先物取引を構成銘柄とする指数です。

指数値は、金標準先物の清算値段の価格騰落率を用いて算出されます。対象限月は中心限月（5番限月または6番限月）とし、限月の切り替え（以下「ロールオーバー」といいます。）は取引最終日の属する月の翌月において、月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間にわたって5分の1ずつ段階的に行われます。金標準先物は、偶数限月の商品であるため、ロールオーバーは奇数月に行われます。

日経・ＪＰＸ金指数の基準日：2002年5月31日

日経・ＪＰＸ金指数の基準値：100.00ポイント

<u>対象指標の原指標（商品先物価格を参照する指数）の特性・留意点など</u>

１．商品現物価格を参照する指標との差異

原指標は、前述のとおり金標準先物の清算値段に基づき算出されています。金標準先物の価格には商品現物の保管コストや金利等が反映されるため、金標準先物の値動きは国際的な金現物価格の値動きと必ずしも一致するとは限りません。従って、原指標および対象指標の値動きは金現物価格の値動きと差異がある場合があります。

２．ロールオーバーに伴う損益について

金標準先物の価格には商品現物の保管コストや金利等が反映されるため、通常、限月間の価格差があります。従って、原指標および対象指標の値動きは金標準先物の中心限月の価格と差異がある場合があります。

３．留意すべき投資スタイル

特に中長期的な投資を行う場合、原指標と金現物価格の乖離が拡大する可能性があり、留意が必要です。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

免責事項
①「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」は、株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」という。）及び株式会社ＪＰＸ総研（以下「ＪＰＸ総研」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「日経」及び「ＪＰＸ総研」は、「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」自体及び「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」を算定する手法、さらには「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」を算出する際の根拠となる「日経・ＪＰＸ金指数」自体及び「日経・ＪＰＸ金指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
②「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」及び「日経・ＪＰＸ金指数」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「日経」、「ＪＰＸ総研」及び株式会社日本取引所グループに帰属している。
③金２倍ブルＥＴＦは、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、「日経」及び「ＪＰＸ総研」は、その運用及び金２倍ブルＥＴＦの取引に関して、一切の責任を負わない。
④「日経」及び「ＪＰＸ総研」は、「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
⑤「日経」及び「ＪＰＸ総研」は、「日経・ＪＰＸ金指数」の構成銘柄、「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」及び「日経・ＪＰＸ金指数」の計算方法並びにその他「日経・ＪＰＸ金レバレッジ指数」及び「日経・ＪＰＸ金指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

(2) その他の留意点

① 対象指標について

a. 対象指標は、原指標である日経・JPX金指数の前日比変動率（%）に対して一定の倍数、すなわち2倍、を乗じた変動率となるように計算された指標です。
b. 対象指標は、変動率が日経・JPX金指数の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経・JPX金指数の2倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経・JPX金指数の変動率の2倍以上又は未満となる場合があります。
c. 特に、日経・JPX金指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
d. 対象指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の2倍）とは異なる上昇率となってしまう点（注：原指標の上昇率の完全な2倍の上昇率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
e. 対象指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の2倍）とは異なる下落率となってしまう点（注：原指標の下落率の完全な2倍の下落率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
f. 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。
g. 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、利益・損失の額がともに大きくなりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

② 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、金標準先物取引等などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用されますが、以下のような要因により、必ずしも対象指標と完全に一致した運用成果とはならないことに留意が必要です。

a. 金標準先物取引等などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことがあります。対象指標は金標準先物取引の清算値段を用いて算出されますが、当ファンドが行う金標準先物取引等の約定値段と清算値段が異なる場合、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
b. 金標準先物取引等には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に切り替えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、切り替え対象となる限月の先物を買い建てることになります。当ファンドは、対象指標および原指標の算出要領をもとに、対象指標の騰落率に連動するようにロールオーバーを行いますが、限月間の価格差等の影響により、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。また、市場環境等によりロールオーバーが出来ない場合、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。
c. 対象指標の特性により、金標準先物取引等の実質買い建て総額が信託財産の純資産総額の約2倍程度となりますが、必ずしも正確な2倍ではなく、2倍を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
d. 資金の流入から実際に金標準先物取引等を買い建てるためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

③ 対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標である日経・JPX金指数の前日比変動率（%）に対して一定の倍数、すなわち2倍、を乗じた変動率となるように計算された指標です。

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するETFは、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

また、その他の留意点の「① 対象指標について」および「② 対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の2倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

④ 換金性等が制限される場合
通常と異なる状況において、設定または解約に制限を設けることがあります。
当ファンドは、金標準先物取引等のうち主として取引を行うものについて、次の1．または2．に該当する場合には、委託会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。また、次の1．または2．に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金（解約）の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金（解約）の実行の請求を取消すことができます。

1. 当該先物取引にかかる大阪取引所の翌営業日の午後立会が行われないときもしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる大阪取引所の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該大阪取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該各ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
また、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額が信託財産の純資産総額を超えるような場合、超過した額に相当する口数を超えた口数の追加申込については、委託会社は申込の受付けをいたしません。

⑤ 大阪取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（解約）請求の受付けを中止することがあります。

⑥ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

⑦ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び金標準先物取引等の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

⑧ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

⑨ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

⑩ 2029年7月17日以降において受益権の総口数が20営業日連続して1万5千口を下回った場合、信託期間中であっても償還されます。

⑪ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

⑫ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

⑬ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

⑭ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません
換金時手数料	換金申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額とします。

①信託財産の純資産総額に年10,000分の93.5（消費税込）以内の率を乗じて得た額

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

総額	年率0.935%（税抜0.85%）	
配分（税抜）	委託会社	受託会社
	年率 0.80%	年率 0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	45.0%（税抜）	5.0%（税抜）

上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

その他費用・手数料

■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、また、対象指標に係る商標権の使用料、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

■ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

設定・運用は

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第341号

加入協会　一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。